

# 秋田県市町村母子保健事業の実態について

## (主として健診事業を中心に)

秋田県衛生科学研究所母子衛生科

伊藤 玲子

金野 直子

協力保健所 花輪、大館、鷹巣

能代、五城目、男鹿

秋田、本荘、矢島

角館、大曲、横手

湯沢

72市町村一衛生担当係

### 1. はじめに

公衆衛生活動のいわゆる健康相談の端緒となった乳幼児健康相談は、今日まで30余年の間続き、乳児死亡率の減少や、体位向上等に立派な成果をおさめてきている。

昭和41年、母子保健法施行により、国としての体制が確立されたが、保健所ならびに市町村の現在の設備、スタッフ、財政上の問題など、実現化をはばむ事々が横たわっている。

一方、住民の側からは、知識の普及ならびに生活の向上にとまない、一層高度できめ細かい保健指導を望む声が高まっている。

本県においては、不幸な子供をうまない運動、農村婦人の健康を守る運動等、母子保健の具体的な施策や運動が展開されているが、実際面においては、保健所も市町村も同様に、従来の妊産婦健康相談、乳幼児健康相談の範囲にとどまり、かつその内容においても、必ずしも時代に促応したものととは言えない実状である。

国や県において行なわれている数々の母子保健事業が、県内市町村において、どのように具体化されているかを知り、本県の母子保健事業を今後いかに推進していくべきか反省してみたい。

その一資料として、昭和45年度72市町村の母子保健事業を調査し、合わせて保健所、市町村の乳幼児相談の実際面を8カ所の会場で共に参加し、同伴の母親にその感想を聞くことが出来たので附記する。

### 2. 市町村母子保健事業の実態

#### 1) 調査方法

別紙 A 母子衛生の概要

B 母子衛生事業実施状況

C 母子衛生事業アンケート

について、各市町村衛生担当保健婦、又は衛生係の方から記入してもらい、同じ資料について各保健所母子担当者に、保健所側からみた実施状況の補足を依頼し、出来るだけ実状の正確に意をそそいだ。

調査は45年10月～46年2月にわたっており、事業内容は主として45年度実施済ならびに予定を中心として記載することとした。

2) 調査概要

A 母子衛生事業の概要

別紙A調査票にみる如く、母子衛生法に基づく国ならびに県の事業と、これを円滑に行ないかつ内容充実のための市町村単独事業等が列記されて

いるが、本県で実施しているものの外に、先進県である神奈川、兵庫、新潟、青森等の各県の状況を参考にして、母子衛生事業を系統的に全体の姿をとらえてもらう意味も含めている。

この調査票に記入の場合は、各事業の回数、内容は別として、一応とりあげられている場合を実施とみなしチェックされているが、その状況は表1に示す如くである。

表1 A 母子衛生の概要

No.	項 目	実施町村	%	No.	項 目	実施町村	%
1	婚 前 学 級	10	13.9	19	乳 児 健 診 イ全乳児 ロ月令別	48	66.6
2	性 病 検 査	3	4.2			18	25.0
3	新 婚 学 級	9	12.5	20	フエニールケトン尿	12	16.7
4	母 子 手 帳 交 付	70	97.2	21	母 子 ミ ル ク 支 給 イ母 ロ子	22	30.6
5	母 子 台 帳	45	62.5			11	15.3
6	妊 婦 受 診 票	55	76.4	22	国保10割 イ妊 婦 ロ乳 児	4	5.6
7	妊 婦 ミ ル ク 支 給	39	54.2			13	18.1
8	妊 婦 健 診	33	45.8	23	離 乳 期 指 導	48	66.7
9	母 親 学 級	32	44.4	24	1 才 児 健 診	24	33.3
10	妊 婦 訪 問	54	75.0	25	2 才 児 健 診	15	20.8
11	中 毒 症 連 絡 票	24	33.3	26	3 才 児 健 診	72	100.0
12	中 毒 症 訪 問	45	62.5	27	4 才 児 健 診	4	5.6
13	退 院 届	10	13.9	28	5 才 児 健 診	3	4.2
14	新 生 児 訪 問	44	61.1	29	歯 科 健 診	4	5.6
15	低 体 重 児 届 出	40	55.5	30	身 障 児 巡 回	19	26.4
16	未 熟 児 訪 問	51	70.8	31	育 児 教 室	10	13.9
17	血 液 交 換	0	0				
18	産 後 健 診	18	25.0				

すなわち、各事業を全県としてその実施率をみた場合、70%以上（全県72市町村 100として）実施事業としては、母子手帳交付70市町村（以下市町村略）（97.2%）、妊産婦健診票交付55（76.4%）、妊婦訪問54（75.0%）未熟児訪問51（70.8%）、乳児健診（全月令、月令別合わせて）66（

91.6%）、3才児健康診査72（100%）等である。

管理上の基礎となる母子台帳は45（62.5%）で、方法もそれぞれの町村で独自に行なわれているが、早急に全県実施の呼びかけをしたいものと思われる。

さらに、婚前学級、新婚学級、母親学級、離乳

期指導、育児教室等の集団指導は、甚だ低調である。

44年より妊婦は医療機関方式で健診が行なわれているが、内容への要求が高度の方向になるにつれ、乳児も健康診断は次第に医療機関への移行が予想される点より、市町村としては集団指導や家庭訪問にその重さがかかって行くものと思われるので、今より計画的に体制をととのえることが望ましいと考える。

行政的に行なわれる健康診断は、目的を持った、

しかも具体的なものであることが望ましく、その効事例として本荘保健所管内の股関節の検査を中心とした3カ月児の乳児健診は、一つの在り方として注目したい。

#### B市町村母子衛生事業実施状況

別紙Bにより、45年度市町村母子衛生事業実施状況を記入していただいたが、事業内容が各町村において、極めてまちまちである。要約してみると表2の如くである。

表2 B 実 施 状 況(45年度)

項目 \ 回数	1~2	3~5	6~10	11~	計	記入なし
乳 児 健 診	9(12.5)	15(20.8)	24(33.3)	16(22.2)	64(88.9)	8
乳 児 相 談	2( 2.8)	0	6( 8.3)	10(13.9)	18(25.0)	54(75.0)
1 才 児 健 診	5( 6.9)	1( 1.4)	0	0	6( 8.3)	66(91.7)
2 才 児 健 診	8(11.1)	1( 1.4)	0	0	9(12.5)	63(87.5)
3 才 児 健 診	34(47.2)	23(31.9)	8(11.1)	2( 2.8)	67(93.1)	5( 6.9)
4 才 児 健 診	3( 4.2)	0	0	0	3( 4.2)	69(95.8)
離乳期グループ	2( 2.8)	9(12.5)	1( 1.4)	0	12(16.7)	60(83.3)
股 関 節 検 診	16(22.2)	1( 1.4)	3( 4.2)	7( 9.7)	27(37.5)	44(61.1)
く る 病 検 診	3( 4.2)	1( 1.4)	0	0	4( 5.6)	68(94.4)
家 族 計 画 指 導	5( 6.9)	0	1( 1.4)	0	6( 8.3)	61(84.7)
母 親 学 級	9(12.5)	5( 6.9)	4( 5.6)	4( 5.6)	22(30.6)	50(69.4)
妊 婦 健 診	6( 8.3)	12(16.7)	5( 6.9)	15(20.8)	38(52.8)	34(47.2)
婚 前 指 導	2( 2.8)	0	2( 2.8)	0	4( 5.6)	68(94.4)
新 婚 学 級	2( 2.8)	0	1( 1.4)	0	3( 4.2)	69(95.8)
妊 婦 相 談	1( 1.4)	2( 2.8)	1( 1.4)	3( 4.2)	7( 9.7)	65(90.3)

(なお表1 A事業概要と比べ、町村数が不一致であるが、事業概要は必ずしも45年度にこだわらずに記入した町村もありこの点お断りしておく)

#### 1) 乳 児 健 診

医師の参加する健診と、保健婦のみの相談と合わせると、すべての町村で何らかの形で実施されている。回数は年間3~5回が15(20.8%)、6~10回が24(33.3%)で大半をしめている。

しかし、実質的には、従来の計測、保育指導、栄養、特に離乳相談が主たるものと想定される。股関節検診を実施している町村が27(37.5%)、くる病検診を行なっているが4(5.6%)である。なお表2には記入されていないがフェニールケトン尿症の早期発見を乳児健診に合わせて行なっている町村が12(16.7%)である。

2) 3才児健康診査

表2には実施町村67(93.1%)であるが、乳児健診に合わせて行なっているところが5町村で、すべてにおいて実施されている。

また、幼児健診として、極めて少ないが、1才、2才、4才、5才児も計画実施しているところもあり、山本町、井川村、由利町、岩城町等はその代表的な町村である。

3) 妊婦健診

44年より健康診断が医療機関方式になっているが、38(52.8%)の町村において集団健診が行なわれ、保健婦のみの相談7を加えると45(62.5%)となる。これは、新制度の普及が十分でないこともさることながら、主として郡部において行なわれている点より検討の必要があると思われる。

4) 産後健診

事業名としてはのせていないが、内容から合わせて見ると、18町村において乳児健診に合わせて実施されている。

妊婦の場合と異なり、産後の母親は積極的に受診しがたい現状である。母親自身の健康の上からも、次回の妊娠への影響の上からも、もっと、もっと配慮されねばならない。

5) 集団指導

家族計画指導6(8.3%)、母親学級22(30.6%)、婚前指導、新婚学級合わせて7(9.8%)と実施している町村は極めて少ない。

C 母子衛生事業アンケート

このアンケートは、市町村衛生担当保健婦又は、衛生係により記入されたものである。

C 母子衛生事業アンケート

図1 あなたの町では、行政事業面からみた場合、乳児(出生から誕生まで)が何回健診を受けることになりますか。

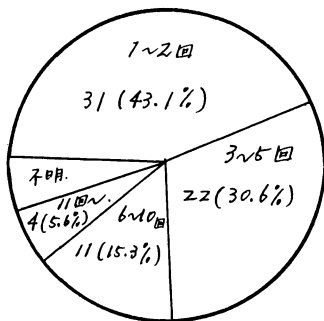


図3 保健所とあなたの町の連携はどのようになっていますか。

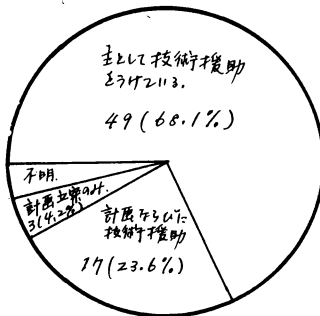


図2 もし、あなたの町で乳児健診を行わないとしたら、お母さん達が自主的に医療機関で、うける割合はどの位だと思いますか。

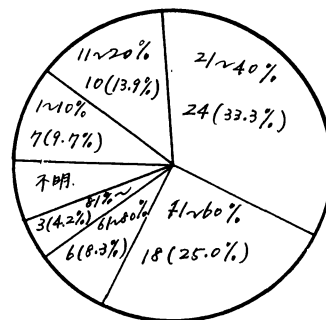
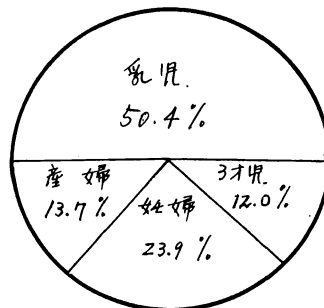


図4 年間の保健婦1名あて訪問の割合はどのようになっていますか。



1) あなたの町では、行政事業面からみた場合、乳児が何回の健診を受けることになりますか。

これに対し、年に1~2回31(43.1%)、3~5回22(30.6%)で、平均2~3回が70%を示めている。毎月と答えた町村が4(5.6%)である。15町村が無解答となっている。

2) もし、あなたの町で、乳児健診を行なわないとしたら、お母さん達が自主的に医療機関で受ける割合はどの位だと思いますか。

行政的にノータッチでも、出生児の80%以上受診の町村は9(12.5%)である。21~40%受診するが24(33.3%)、41~60%受診が18(25.0%)である。

3) 保健所とあなたの町の連携はどのようにしていますか。

①計画立案のみうけているが3(4.2%)、②技術援助のみうけているが49(68.1%)、③計画および技術援助の両方をうけている17(23.6%)である。

この場合の技術援助は、主として健康相談における医師、保健婦、栄養士、検査技師の協力参加がそのほとんどであるが、②・③合わせて69(91.7%)の町村が何らかの形で保健所の技術援助をうけていることであり、保健所の技術向上の責任は極めて大切である。

4) 年間の保健婦1名あて訪問日数。

表3 年間保健婦1名あて平均訪問日数

( )%

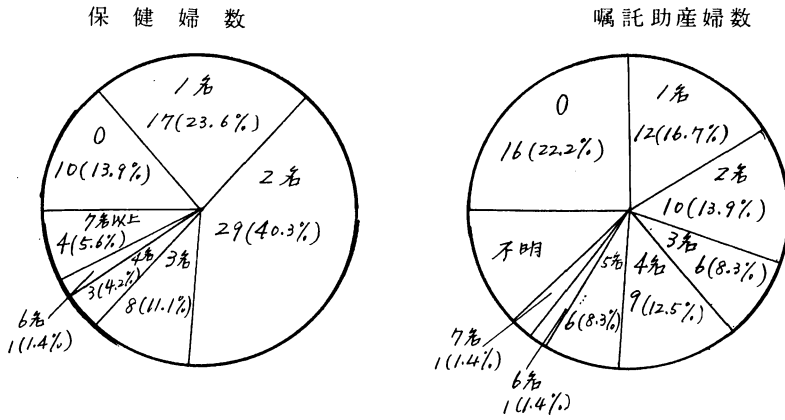
訪問日数 項目	1~5日	6~10	11~20	21~30	31~	計	記入なし
乳児	9 (12.5)	16 (22.2)	17 (23.6)	7 (9.7)	10 (13.9)	59 (81.9)	13
3才児	27 (37.5)	11 (15.3)	3 (4.2)	1 (1.4)	1 (1.4)	43 (59.7)	29
妊婦	28 (38.9)	14 (19.4)	10 (13.9)	2 (2.8)	3 (4.2)	57 (79.2)	15
産婦	24 (33.3)	12 (16.7)	7 (9.7)	0	1 (1.4)	44 (61.1)	28

乳児、3才児、妊産婦に対する訪問日数は、表3に示す如くであるが、すべての訪問の母と子の割合をみると図4に示す如く、乳児50.4%、妊婦23.9

%、産婦13.7%、3才児12.0%で、乳児にその大半のエネルギーがそそがれている。

5) あなたの町の保健婦数, 嘱託助産婦数は

図5 あなたの町の保健婦, 嘱託助産婦数は,



各町村における保健婦数は1～2名が46 (63.9%)、3名以上が16 (22.3%)で、1名もいないが10 (13.9%)である。

嘱託助産婦も1～2名が22 (30.6%)、3名以

上23 (31.9%)であり、1名もいない16 (22.2%)無解答11 (15.3%)であり、他の多くの公衆衛生事業もかかえて、母子衛生への業務配分は困難と思われる。

### 3. 乳幼児健診の場における面接調査

#### 1) 調査方法

乳幼児健診の場で、母親から健診についての感想を聴取することを中心に、健診の流れの最終の場で、別紙Eにより面接を行なった。検者は同一条件で、客観的立場で行なうこととし金野がすべて担当した。

8会場（4町村、4保健所）で行なわれたが、母親又は祖母328名のうち239名（69.6%）について面接した。

#### 2) 成績

表4にみる如く、町村名、健診月日、受付時間、通知方法、会場、従事者等、受入れ側の状況は、それぞれに異なっている。

表4 乳幼児健診面接実施地区の状況

健診町村	神岡町	男鹿市	由利町	十文字町	八郎潟町	秋田H・C	湯沢市	本荘H・C 管内
会場	公民館	保健所	保育園	役場	公民館	保健所	保健所	保健所
時期	45.7	45.7	45.7	45.9	45.9	45.9	45.9	45.10
対象数	65	49	42	51	47	40	不明	約70
受診数	59	44	40	46	34	40	15	67
面接者数	59	22	27	41	24	40	13	13
受付時間	8:30~ 11:30	1:00~ 2:00	9:00~11:00 1:00~3:00	1:30~ 2:30	1:00~ 2:00	9:00~ 11:00	1:00~ 2:00	12:30~
通知方法	個人通知	個人+広報	広 報	個人通知	個人通知	1週間受付	通知なし	町村より 個人通知
保 健 所	医 師	衛研1			1	1	1	1
	栄養士	1			1	1	1	1
	保健婦	2	3		3	5	5	7
	母子係	1	1		1		1	(レントゲン1)
市 町 村	医 師		1	1	1			
	保健婦	2	4	3	4	1		7
	助産婦	3		1	1			
	衛生係	2			2	1		
	その他		1					
従事者計	12	10	5	7	9	7	8	17

被面接者：表5にみる如く、239名中、母親89 同伴してきた者はなかった。  
%、祖母10%で、秋田、湯沢保健所では、祖母が

表5 乳 幼 児 健 診 面 接 者

町 村 事 項		町 村								計
		神岡町	男鹿市	由利町	十文字町	八郎潟町	秋田H・C	湯沢市	本荘H・C 管 内	
被 面 接 者	母	56	18	18	35	21	40	13	12	213 (89.1)
	祖 母	3	4	9	4	3	0	0	1	24 (10.0)
	そ の 他	0	0	0	2	0	0	0	0	2 ( 0.9)
	計	59	22	27	41	24	40	13	13	239
面 接 し た 母 の 年 令	20 ~ 24	14	2	7	12	6	13	3	2	59 (27.6)
	25 ~ 29	25	12	8	15	10	24	6	7	107 (50.0)
	30 ~	14	4	3	8	3	3	3	3	41 (19.2)
	記 入 な し	3	0	0	0	2	0	1	1	7 ( 3.3)
	計	56	18	18	35	21	40	13	13	214
家 族 数	核家族のみ	16	6	3	17	8	30	5	5	90 (37.7)
	祖父母同居	43	16	24	24	16	10	8	8	149 (62.3)
	計	59	22	27	41	24	40	13	13	239

面接した母親の年齢は、214名中、20~24才が59名(27.6%)、25~29才が107名(50.0%)30才以上が41名(19.2%)となっている。

家族の状況は、核家族90名中(37.7%)、祖父母同居149名(62.3%)で、核家族の多いのは秋田市である。

子供の月令：表6の如く、239名中、1~3カ月児71名(29.7%)、3~5カ月児89名(37.2%)、6~9カ月児43名(18.0%)、10~12カ月児23名(9.6%)、1才以上は5名(2.1%)となっている。



表6 面接者の子供の年齢

事項	町村	神岡町	男鹿市	由利町	十文字町	八郎潟町	秋田H・C	湯沢市	本荘H・C	計	
	子 ど も の 月 令	1カ月		2							2
2 "		6	2	3	4		6			21	
3 "		7	1	5	9	2	12		12	48	
4 "		4	2	3	6	9	7	1		32	
5 "		7	4	1	4	1	5	6		28	
6 "		5	2	2	9	2	3	6		29	
7 "		5	1	3	8	2	1			20	
8 "		5	2	1			1	1		10	
9 "		4	4	3			1	1		13	
10 "		6		1			2	1		10	
11 "		4		1				2		7	
12 "		3	2					1		6	
1才～					2		3				5
不明		3			2	2	1			1	9
計	59	22	27	42	24	40	13	13	240		
男 女 別	男児	37	12	13	22	11	20	5	8	128	
	女児	22	8	13	16	10	17	8	4	98	
	不明		2	1	4	3	3		1	14	
	計	59	22	27	42	24	40	13	13	240	

月令を限定してある健診としては、湯沢保健所の5、6カ月児、十文字町の2～7カ月児、本荘保健所の3カ月児健診である。

性別では、男128名(53.3%)、女98名(40.8

%)で、記入不備14名(5.8%)あった。

母親に対するアンケート結果は次のおおりにある。



事 項	町 村	神岡町	男鹿市	由利町	十文字町	八郎潟町	秋田H・C	湯沢市	本荘H・C	計	%	
⑤ 今日おぼえてきたことがありますか	① 別 に ない	14	1	4	12	6	4	0	4	45	18.8	
	② あ り	44	21	23	26	18	36	13	9	190	79.5	
	あり (ダブルチェック)	日 光 浴	5		5	1	3	1			15	7.9
		食 事 ・ 栄 養	24	14	18	16	13	26	12	7	130	68.4
		病 気 に つ い て	10	2	1	2	2	3	1	2	23	12.1
		計 測	2			3	2	4			11	5.8
		股 関 節 脱 臼	1	1		2					4	2.1
		精 神 発 達	3				1				4	2.1
		運 動		1				2			3	1.6
		衣 類					2	1			3	1.6
		し つ け			3						3	1.6
		家 族 計 画		1							1	0.5
	母 親 自 身 の こ と	2					1			3	1.6	
	記 入 な し	1			1					2	1.1	
そ の 他	2	3		1		1	1	1	9	4.7		
⑥ 今日の健診又は今後の健診への希望	① な い	36	13	23	30	12	13	10	10	147	61.5	
	② あ り	23	9	4	11	12	27	3	3	92	38.5	
	あり (ダブルチェック)	良 か っ た	7	1	1		2	7	3		21	22.8
		待 ち 時 間 長 い	11	5		1	2	11		1	31	33.7
		健 診 日 ・ 回 数 に つ い て	1	1		8		5			15	16.3
		部 屋 備 品 に つ い て	2			1	2	1		1	7	7.6
		順 序 よ く	6	1			1			1	9	9.8
		対 象 数 が 多 い		1			1				2	2.2
		話 合 う 時 間 が ほ し い		1			1				2	2.2
		通 知 に つ い て					1				1	1.1
		会 場 に つ い て					1				1	1.1
		そ の 他			2	1	1	2			6	6.5

予防注射  
とわけて  
ほしい

前もっての  
受付が大変だ

① 前に健診を受けたことがありますか。

239名中、「あり」が166名(69.5%)、「ない」が72名(30.1%)で、年2回の乳児健診を行っている(対象者には年1回)十文字町と、秋田市に受けたことがない率が高いが、その理由をみると、秋田市は全員、十文字町は32名中27名が何らかの機会に病院で診察を受けている。

② 会場はどこがよいと思いますか。

秋田市と本荘保健所は、同一条件に考えられないので除くこととし、186名の中160名(86.0%)が、現在の会場でよいとしている。しかし、乗物を利用している人が58.1%で、この点を考慮に入れねばならない。

③ 受付時間はどうですか。

239名中160名(86.0%)が現在の時間でよいとしている。各町村とも、それぞれに異なった開始時間であることは表に示すとおりである。

④ 今日何を聞きたいと思ってきましたか。

「別がない」が108名(45.2%)、「あり」が130名(54.4%)である。

別がない群には、無関心の外に、健診をうけたことがあり、どんなことをする所であるかを知っているために、とりたててこれといった問題を持たずに来ていると思われる人々も少なくない。

「あり」の内容は、栄養、食事に関することが42.3%で最も多く、ついで病気28.5%、発育26.2%となっており、しつけや、乳児の精神衛生についての希望はまだまだ少ない。

⑤ 今日おぼえてきたことは何ですか。

「別がない」が45名(18.8%)、「あり」が190名(79.5%)で、約8割の人々が、何らかの形で答えてくれたことは、何かを吸収しているという母親の態度がわかり嬉しいことである。しかし、その内容をみると190名中、食事栄養が130名(68.4%)をしめている。

どこの会場も栄養指導が乳児健診の最後になっていることで印象が強いということもあるが、前問の来所目的から考えても、栄養食事が一大関心事である点からみて、当然である。

しかし、具体的な解答がなく、単に「食事」「離乳食」「日光浴」などと答えている。話合い

の折にパンフレットやメモを活用し、家庭において行なう時に参考になるような実際のなものではないといけないと思われる。

⑥ 今日の健診に対する要望及び今後の健診に対する希望がありましたら教えてください。

この質問に対して、「ない」が239名中147名(61.5%)、答えた人が92名(38.5%)である。

この面接を一番最後に行なっている関係上、帰りを急ぐこともあって、面倒で答えないということもあるが、健診とはこういうもので、これ以上どうにもならないといった習慣的なあきらめを母親達が持っているとするれば、消極的な県民性ととも、要望や不満も出ない原因となっているかもしれない。

「あり」の内容を検討してみると、ためになったが全体の22.8%で他に、待ち時間が長い、順序よくがあわせて43.5%、健診日や回数についての希望が33.7%で、健診というものに対する本質的なものにふれていない。

最も希望の多かった待ち時間について、到着時刻より、面接開始時間を、要した時間として計算してみた。到着時間は、本人から聞いたもので正確の点ではいささか疑問である。

表に各会場の最短、最長時間を示めているが、10分から3時間16分で、1～2時間までが56.0%、2時間以上29.0%となっており、85%の人々が1時間以上会場で過ごしていることがわかる。従って人数の調節、能率に対する配慮、心地よく過ごせる部屋の環境づくり等に細かい心づかいが必要であると思われる。

以上、45年度母子保健事業を中心に、72市町村の概況を観察し、合わせて8会場の乳児健診の場で、その状況ならびに母親の希望、意見等を面接により調査した。

町村事業一覧表(別紙F)をみると、38年、43年に健診事業のみの同様の調査を実施しているが、地域差はあるとしても、全体として比較にならない程、事業項目、回数等は多くなっている。

本県は、東北寒冷農村地帯として、例えば乳児死亡率が高い県として、ベスト10に入っているが、悪いとはいわれながらも、乳児死亡ゼロの町村が、

35年に西目村をはじめとして峰浜村、千畑村（39年）、飯田川町（40年）、43年には9町村も出てきている。乳児死亡率も、35年36.5（出生1000対）42年18.9、43年20.6と改善され、量より質の母子衛生と叫ばれて、すでに10年以上経過している。

本県では、40年に小畑知事が「不幸な子供をうまない運動」を兵庫県について提唱し、県民運動としたことは、母子保健への関心を高める一つのエポックになり得たことで注目したい。ついで43年に「農村婦人の健康を守る運動」44年には妊婦健診医療機関方式、「全妊婦1カ月牛乳配布」等、今まで乳児偏重の母子保健もようよう母性尊重の機運がかなり滲透してきている。

このように、時代の進歩に合わせて、行政上の母子保健事業の前進が行なわれているが、そのかげにある第一線の保健所や市町村の担当者の方々の努力に心から敬意を表したい。

しかしながら、ここに出された集計は、あくまで各市町村でとりあげている事業の項目であり、内容を示しているものではない。

例えば、健診事業のみをみても、8会場の乳児健診状況をみるとおりいろいろであり、その他の管理台帳、届出、通知方法、集団指導、訪問指導、ミルク支給等についても、その町村独自の方式で、母子保健に重点をおいて、極めてよく行なわれている町村がある一方、ほとんど関心のないところもあるといった状態である。

各事業の具体的な事柄については、その一つ一つを入念に検討して、県内の状況を知り、お互いに取捨選択してよりよい方法にして行くことが大切であり、本調査の目的もそのことにあったのであるが、今回は概略にとどめ、ここでは健康診断について、一技術者としての考えをのべてみたい。

地域住民を対象に行なわれることは、実施側と受益者側との相互の関係が重要なことは論をまたないが、とりわけ健康については、お互いの信頼と共に、医学の進歩、時代の変化に伴いますます複雑になってきている。

### 1) 乳 児

戦後の食糧難時代に、栄養不良、消化不良症、伝染病等を中心に、離乳指導や、予防接種をうけ

る母親で、どこの会場もあふれるばかりの状況であったことは、当時の担当の人々は忘れ得ないことと思われる。この子供に対する母親の態度は今日でも同様であり、例えば、44年度集団検診受診率が、矢島保健所管内 100%、男鹿99.1%、角館98.0%、五城目95.5%、花輪94.5%等、平均70.1%であることから伺われる。

かつては全国的にも高い出生率の本県が、現在は最も低い方のグループ（43年度人口1000対14.7、全国平均18.6）に入っている。生れた子供はどんなことをしても健康に育てなければならない気持ちが十分に伺える。

一方、医学の進歩は、生活の向上と共に、かつては見込めないような低体重児も、立派に発育させ得る現在である。先天性代謝異常児、遺伝性疾患等も、早期発見により幾つかは予防、治療の可能な今日に至っている。小畑知事の提唱する、そしてすべての人の願いとする不幸な子供を生ぜしめないという言葉にも示されるように、根本的な出生の段階、否、妊娠中、さらには妊娠前の遺伝的な問題にまで、予防の手がさしのべられ、その幾つかは医学的に解決されている。

私共は、現在の段階で可能な限りの方法を、熱心に集まる子供達にとり入れ、早期発見への努力をしなければならない。

殊に本県においては、遺伝性の代謝異常の子供が少くないことは、かつての県立中央病院小児科長広岡豊氏をはじめスタッフの諸氏により発表されていることである。

しかし、40年に発足した不幸な子供をうまない運動の具体的なものの一つとして取上げられたフェニルケトン尿検査についてみても、45年度は12（16.7%）町村でしかとりあげられていない。この外に、ガラクトース血症、糖尿、ガルゴイリズム、ウイルソン氏病、Fancom症候群等の先天性代謝異常症の幾つかは、簡単な手技でスクリーニング出来るものもあり、母親の糖尿、血液等出生前の検査と合わせて、健診の中にとり入れてしるべきと思われる。

こうした事は国の段階ですでに考えられているところであり、その結果、昭和41年に厚生省から

「母性、乳幼児の健康診査及び保健指導に関する実施要領」が生された。これは、それまで用いられていたものが、時代の母子保健にそわないとして改正されたもので、重点として出生前および周生期の原因による欠陥異常や、行動発達の異常などがとりあげられるようになった。

これらの面における健診、および保健指導は、学問的にも比較的新しい分野で、保健所段階では実施上、技術的な困難もある。

このようなことより、乳幼児の面を中心に、東邦大学小児科、中山健太郎教授を主班とし、各専門分野の方々によって、研究班がつくられ、改正された実施要領を、行政的に行なう健診に効果的、能率的にとり入れるには、どうあればよいかということを目的に、2年間検討され、学問的進歩を乳幼児健診の向上に役立たせるべく、その案が発表されている。この中には、技術的な面は勿論、家庭及び地域社会の包括的考慮が重要なことも示めされている。

秋田県小児保健会の医師グループで、これをさらに県内の実状に添ったものにしたものと現在話合がもたれているところである。

## 2) 妊産婦

さきにものべたように、母性尊重の気運は、次第に高まっているが、乳児の比にはなかなかである。町村事業にも示されるように、例えば、産後健診を実施しているところは18(25.0%)町村にすぎない。しかし、これとて、38年に1~2町村だったことを考えると貴重な数である。

妊産婦健康診断は、行政事業として困難なことは、以前より反省されており、高度の技術の必要と要求が相まって、本県では話合により、44年度より医療機関方式となった。

さきに厚生省児童家庭局が実施した「昭和43年度母子保健実態調査」にみるとおり、妊娠中の保健指導有無別、受診機関別の状況において、およそ86.0%が病院、診療所、助産所でうけており、保健所、母子健康センターなど行政機関では14%で、その比は7:1であるが、このことは、妊婦保健指導における妊産婦の方々の姿勢を明確に示すもので、注目しなければならない。

すなわち、近代医療に直結した保健指導が要求されてきたことを示すもので、本県が医療機関方式にふみきったことは、むしろ遅きに過ぎた感もあるがよろこばしいことと思われる。

しかし、その内容においては、必ずしも専門医の意とするまでには行かないこと、また45年度事業にもみられるが、鷹巣町、合川町、山本町その他多くの郡部の町村で集団健診(28町村)、又は健康相談(7町村)を実施しているが、この制度を十分に利用出来ない地域の妊産婦への配慮は今後さらに検討されねばならない。

## 3) 3才児健康診査

母子保健法に明記されている健診事業の中で、最も法的に強いものであり、我国母子保健の中でも諸外国の注目する一大事業である。

本県においても、すべての町村で実施されており、44年度受診率は矢島保健所管内の100%を筆頭に平均72.0%である。しかし、内容面について満足する状態ではない。身体发育のみならず、精神発達面のチェックがこの制度の重要な目的である。

当母子衛生科が40年より秋田大学心理学部、中央児童相談所との協同研究により精神発達のスクリーニングに関し、秋田方式(仮称)を作成し、保健所を中心に町村に浸透の動きはあるが、まだまだ核心を得たものにはなっていない。技術面の調査研究は常に事業と平行して続けられなければならない。

46年1月行なわれた県内母子衛生技術者講習会で、70年代の母子保健が討議されたが、秋田大学九島教授、郡馬大学松本教授のお話にも示されたように、健診も医療のレベルにという主流は、今後ますます要求されるものと思われる。その中で生活指導の面は、現在の保健所、市町村の保健婦、助産婦担当の重要な用務となることは必須であり、この方面に対する研修は、ますます強力に行なわねばならない。

また、今回のアンケートにも示されるように、町村各種健診事業の中で、その91.7%が保健所の技術協力で行なわれている。このことは、保健所の影響力が、その町村の健診のあり方に強く反映

されていることを示しており、急務となっている技術強化もさることながら、将来の保健所の母子保健体制の姿勢も、現時点で十分考慮されなければならないと考えられる。

(資料依頼の仲介に御配慮いただきました、公衆衛生課ならびに保険課に対し厚く御礼申し上げます。

## 文 献

- 1) 前田実：公衆衛生 34.2 昭45.
- 2) 母子保健実態調査：母性衛生 10.1 昭44.
- 3) 公衆衛生関係主要事業実績：秋田県厚生部 昭46.
- 4) 広岡豊他：秋田県医師会誌 21.1 和44
- 5) 羽室俊子他：日本総合愛育研究所紀要 4集 昭44.
- 6) 宮地文子他：日本総合愛育研究所紀要 5集 昭45.
- 7) 秋田県衛生統計年鑑：秋田県厚生部 昭45.

別紙 A 母子衛生の概要

[記入例-1]

市町村名 ( )

時 期	対 象	対 策	内 容
結 婚 (婚姻届)	婚前の男女	1 婚前学級	家族計画・優性保護相談 2 <性病検査>
	妊 婦	3 新婚学級	妊娠分娩の知識・くすりの乱用防止
妊 娠 (妊娠届)	妊 婦	4 母子手帳交付	
		5 母子管理台帳の作製	
分 娩 (出生届)	新 生 児 未 熟 児	6 妊婦受診票	医療機関における診査状況の把握
		7 妊婦ミルクの支給(牛乳75本)+7(15)本	
		8 妊婦健診	専用医不在又は僅少地区には、集団で実施 <諸検査> 実施又は勧奨して実施 { 血液型検査, A B O 式 Rh(O) 式 貧血検査・性病検査・糖尿検査
		9 母親学級	妊娠中の保健指導・新生児のとり扱い方
		10 妊婦訪問指導	妊婦健診未受診者の訪問
		11 妊娠中毒症連絡票(医療機関からの)	
		12 妊娠中毒症者訪問指導	
		13 出生連絡・退院連絡(医療機関からの)	14 新生児訪問指導
		15 低体重児届出	16 未熟児訪問指導 17 血液型不適合交換輸血(公費負担)
		18 産後健診	血圧測定・尿検査・家族計画指導
		19 乳児健診	{ イ全乳児健診(月令無関係に) ロ月令健診(1ヵ月2.4.6.7.8.10.11)
		20 <フェニールケトン尿検査>	{ 先天性心疾患・先天性股脱・発育異常の発見 異常者の継続管理・未受診者訪問指導
		21 母子ミルクの支給(母親・乳児)	22 国保10割給付(妊婦・乳児)
23 離乳期指導			
幼 児	幼 児	24 1才児検診	身体発育・離乳指導と食事
		25 2才児健診	3才児教室
		26 3才児健診	{ 一般診査・精神発達・育児問題
		27 4才児健診	{ 未受診者訪問 精密検診
		28 5才児健診	
		29 歯科健診	妊婦から幼児までの一貫した対策
		30 身障児巡回相談	心臓障害児の発見



記入者名 (

市町村名 ( )

時 期	対 象	対 策	内 容
結 婚 (婚姻届)	婚前の男女	1 婚前学級	——— 家族計画・優生保護相談
		2 <性病検査>	
妊 娠 (妊娠届)	妊 婦	3 新婚学級	——— 妊娠分娩の知識・くすりの乱用防止
		4 母子手帳交付	
		5 母子管理台帳の作製	
		6 妊婦受診票	——— 医療機関における診査状況の把握
		7 妊婦ミルクの支給(牛乳75本)+( )本	
		8 妊婦健診	——— 専門医不在又は僅少地区には集団で実施 <諸検査> 実施又は勧奨して実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>{ 血液検査・A B O式 Rh(O)式</li> <li>{ 貧血検査・性病検査・糖尿検査</li> </ul>
		9 母親学級	——— 妊娠中の保健指導・新生児のとり扱い方
		10 妊婦訪問指導	——— 妊婦健診未受診者の訪問
		11 妊娠中毒症連絡票(医療機関からの)	
		12 妊娠中毒症者訪問指導	
分 娩 (出生届)	新生児	13 出生連絡・退院連絡(医療機関からの)	14 新生児訪問指導
	未 熟 児	15 低体重児届出	16 未熟児訪問指導
		17 血液型不適合交換輸血(公費負担)	
		18 産後健診	——— 血圧測定・尿検査・家族計画指導
		19 乳児健診	{ 全乳児健診(月令無関係に) { 口月令健診(1カ月2.3.4.5.6.7.8.9.10.11)
		20 <フエニールケトン尿検査>	
			{ 先天性心疾患・先天性股脱・発育異常の発見 { 異常者の継続管理・未受診者訪問指導
		21 母子ミルクの支給(母親・乳児)	22 国保10割給付(妊婦・乳児)
		23 離乳期指導	
	幼 児	24 1才児健診	——— 身体発育・離乳指導と食事
		25 2才児健診	31 育児教室
		26 3才児健診	——— { 一般診査・精神発達・育児問題 { 未受診者訪問・精密検査
		28 5才児健診	
		29 歯科健診	——— 妊婦から幼児までの一貫した対策
		30 身障児巡回相談	——— 心臓障害児の発見





B 母子衛生事業実施状況

〔記入方法〕

- 1 事業名 : 市町村で行なっているすべての母子事業について、45年度分について。
- 2 実施(予定)月日 : 45年度の事業実施状況を月日順に記入する。実施前の場合は、(11月～3日)
- 3 会場 : 健診会場を記入する。
- 4 受付時間 : 受付開始から受付締切時間を記入する。
- 5 対象地区 : 対象となる地区、部落等を記入、地区別でない場合は、全町・全村と記入す
- 6 対象 : 対象となる年齢、月令等内容を記入する。
- 7 対象数 : 予定人員は( )名と記入する。
- 8 実施数 : 実施した分のみ記入する。
- 9 実施主体 : 予算面の実施主体を記入(保健所・市町村・共同)等と記入する。
- 10 従事者状況 : 実施前の場合でもわかるものは記入する。
- 11 通知方法 : (個人通知・広報・個人通知+広報)等と記入する。

〔記入例〕

市町村

昭和45年度母子衛生事業実施状況

1) 事業名	2) 実施月日 (予定)	3) 会場	3) 受付時間 (開始～締切)	5) 対象地区	6) 対象	7) 対象数	8) 受診数
妊婦健診	45.4.20	役場	1:00～2:00	全町	妊婦全員	20	15
乳児健診	45.5.10	公民館	1:30～2:30	〇〇地区	44.5～45.4	40	38
3才児健診	45.8.12	△△支所	1:00～1:30	△△部落	41.8～42.7 生れ	35	26
3才児健診	45.10.21	役場	1:00～1:30	町部	41.8～41.7 生れ	52	42
育児教室	45.11.30	役場	10:00～	全町	3才児健診 要注意者	(25)	



別紙 C

母子衛生事業についてアンケート

- (1) あなたの町では行政事業の面からみた場合、1才の乳児が出生から1才の誕生までに何回の健診を受けることになりますか。

( ) 回

- (2) もしあなたの町で乳児健診を行なわないとしたらお母さん達が自主的に病院の健診をうける割合はどの位だと思いますか。

( ) %

- (3) 保健所とあなたの町の連けいは、どのようにしていますか。

イ 計画、立案のみ参加してもらっている

ロ 主に技術援助を受けている

ハ 計画から実施まで全面的に協力を願っている

- (4) 年間の保健婦1名あて平均訪問日数を書いて下さい。

イ 乳児 ( ) 日

ロ 3才児 ( ) 日

ハ 母親 ( ) 日

- (5) 保健婦数 ( ) 名

嘱託助産婦 ( ) 名

- (6) 母子管理台帳ならびに健診、学級等で使用するあなたの町独自で作ったパンフレットがありましたら送付下さい。

- (7) 乳児健診その他の母子事業の通知(個人通知又は広報)を一部ずつお送り下さい。

## 別紙D

## 記載上の注意

### A 母子衛生の概要

母子衛生事業では、先進県である神奈川・兵庫・新潟・青森を参考にし概要を書いたものである。系統的に全体の姿を頭にえがいた上で自分の町の現在の立場をふまえ、今後のとるべき姿を考えて下さい。

記入の仕方をよく読み、〔記入例－1〕を参照にして右覧の事項の中で現在行なっている事業だけを囲んで下さい。また行なっている事業の内容で該当するものがあればかこんで下さい。

〔記入のしかた〕

- 1 あなたの町で婚前学級を行なっている場合にはこれをかこむ。
- 2 性病検査について特別の対策をもっている場合にかこむ。
- 3 新婚学級を行なっている場合にはかこむ。
- 4 母子手帳交付
- 5 母子管理台帳の作製：市町村で実施する各種の事業に母親及びその出生児が受診したかどうか把握するものであるが、作製している場合にかこむ。
- 6 妊婦受診票：本県で4月より実施されている二つの受診票は医療機関とのつながりをよく緊密にすることが出来る。これを管理上利用している場合にかこむ。
- 7 妊婦ミルクの支給：県で4月より実施している牛乳75日支給に更に市町村が追加している場合には( )本を記入する。
- 8 妊婦健診：勧奨して医療機関で行なうのとは別に、市町村独自で会場を設定し、健診を行なっている場合にかこむ。
- 9 母親学級：健診とは別に学級型式で指導を行なっている場合にはかこむ。
- 10 妊婦訪問指導：妊婦健診未受診者に対し、訪問指導を行なっている場合にかこむ。
- 11 妊婦中毒症連絡票：妊婦中毒症者がいる場合、医療機関から連絡が来るようにしている場合にかこむ。
- 12 妊婦中毒症者訪問指導：妊婦中毒症者に対し、訪問指導を行なっている場合にかこむ。
- 13 出生連絡、退院連絡：出生届とは別に医療機関より出生又は退院の連絡が来るようにしている場合にかこむ。
- 14 新生児訪問指導：行なっている場合にかこむ。
- 15 低体重児届出：
- 16 未熟児訪問指導：行なっている場合にかこむ。
- 17 血液型不適合交換輸血(公費負担)：県ではまだ実施していない。市町村独自で負担している場合にかこむ。
- 18 産後健診：乳児健診時でも良いが産後に健診を行なっている場合にかこむ。

- 19 乳児健診：(イ)全乳児健診：月令とは無関係に全町村の乳児を対象に年何回か健診を行なっている場合にかこむ。  
(ロ)月令健診：月令を定めて、これに該当する乳児を呼んでいる場合にはこれをかこみ、さらにその月数に○をつける。
- 20 フェニールケトン尿検査：町村独自でこの検査を行なっている場合にかこむ。
- 21 母子ミルクの支給：産前のミルク(牛乳)支給に引き続き、産後何カ月か、母親又は乳児の栄養強化を行なっている場合にかこむ(低所得者以外に)
- 22 国保10割給付：国保で妊婦又は乳児に医療費の10割給付を行なっている場合にはかこみ、乳児・妊婦のどちらか又は両方にかこむ。
- 23 離乳期指導：乳児健診の場でもよいが、とくに離乳期指導に力をいれてこの時期の子どもをもつ母親を集めて集団で指導を行なっている場合にかこむ。
- 24 一才児健診    25 二才児健診    26 三才児健診    27 四才児健診    28 五才児健診を行なっている場合にかこむ。
- 29 歯科健診：3才児健診時以外に乳児・幼児・母親を対象に一貫して指導を行なっている場合にかこむ。
- 30 身障児巡回相談：身障児に対し定期的に相談を行なっている場合にかこむ。
- 31 育児教室：健診とは別に幼児をもつ母親に集団で育児指導を行なっている場合にかこむ。
- 32 これ以外にあなたの町独自で行なっている事業がありましたら記入して下さい。



別紙E

乳幼児健診面接表

到着時刻  
現在時刻  
利用交通機関  
職業

- 1 町村名 \_\_\_\_\_ 2 健診年月日 \_\_\_\_\_
- 3 受付番号 \_\_\_\_\_ 4 被面接者 ①母親 ②祖母 ③その他 \_\_\_\_\_
- 5 母親の年齢 \_\_\_\_\_ 6 子どもの生年月日 \_\_\_\_\_ 7 男・女
- 8 家族 祖父・祖母・父・母・1・2・3・4・5・その他( )
- 9 前に健診を受けたことがありますか。  
 ①なし それはなぜですか  
 イ 必要なかった  
 ロ 呼び出しがはじめて  
 ハ 忙がしくて  
 ニ 病院でうけた  
 ホ その他 \_\_\_\_\_  
 ②あり 何回位ですか  
 イ 前の子のとき \_\_\_\_\_ 回  
 ロ 同伴の子のとき \_\_\_\_\_ 回
- 10 会場はどこがよいと思いますか  
 イ ここでよい  
 ロ もっと近い所  
 ハ わからない
- 11 受付時間はどうですか。  
 イ このままでよい  
 ロ もっと遅く \_\_\_\_\_ 時ごろ  
 ハ もっと早く \_\_\_\_\_ 時ごろ
- 12 今日何を聞きたいと思ってきましたか。  
 ① 別がない  
 ② あり イ 発育      ロ 栄養方法      ハ 病気について  
 ニ しつけ      ホ 精神的なこと      ヘ その他
- 13 今日おぼえてきたことがありますか。1つあげてください。  
 ① 別がない  
 ② あり \_\_\_\_\_
- 14 それをあなたは実行できそうですか。  
 イ できる      ロ ハについてその理由 \_\_\_\_\_  
 ロ できない  
 ハ わからない
- 15 健診について家族の理解がありますか。  
 ① あり  
 ② なし  
 ③ わからない
- 16 疾病 1 なし  
 2 あり \_\_\_\_\_
- 17 面接者 1 保健婦      2 母子係      3 衛生係      4 その他

※今後の健診についてご希望ありましたらお願いします。







保健所	町村名	B 昭和45年度母子衛生事業実施状況										乳児健診	乳児相談	通知方法	C アンケート					5 保健婦数	嘱託助産婦数	送付				
		1 才児健診	2 才児健診	3 才児健診	4 才児健診	離乳期グッズ	股関節検診	くる病検診	家族計画指導	母親学級	妊婦健診				婚前指導	新婚学級	1 健診回数	2 健診割合	3 保健所運け			4 訪乳児	問 3才児	日 妊婦	産婦	通知用紙
花輪	花輪町			6											個人	5~6	20%	口 20	3	10	5	2	0	0		
	尾去沢町	5	2	2			2								個人+広報	10	50%	口				1	2	0	0	
	小坂町	8		5											個人	1	85%	口 40	7	10	5	2	1	0	0	
花輪	十和田町	11		2											個人+広報	3~4	12%	19.6	28.2	13.4	3	5	0	0		
	八幡平村	5		2				1							個人	4	50%	口 10	6	5	1	1	0	0		
	大館市							3			3				広報or個人	1	30%	イ 4	1	1	6	0				
大館	比内町	8		3		2									個人+広報	9	30%	口 20	2	5	15	3	0	0		
	田代町			1											個人	5	60%	ハ				0	0			
	鷹巣町			5					11					優良児童 1 移動アリエック1	補導員	5		口 20	4	15	3	5	0			
鷹巣	森吉町	5		2											個人	1	60%	ハ 0	0	0	0	0	0			
	阿仁町	4		2											個人+勸奨											
	合川町	10		2		2									個人	3	50%	口 30	2	8	5	2	0	0		
能代	上小阿仁村	3		1				1							個人+広報	2	100%	口 5	1	3	3	1	2			
	能代市																100日	100日	100日	3						
	二ツ井町	4		5											広報	1	85%	口				0	3	0	0	
能代	琴丘町	1		1											個人	1	33%	口				2				
	八森町	5		1			1								個人	4	15%	口				0	0			
	山本町	25				2									個人+広報	12	20%	口 6	0	0	2					
代	八竜町	2	10												個人	4	60%	ハ 9	2	3	1	1				
	藤里町	1		1			1								個人or広報	1	30%	口 20		16	10	2	0	0		
	峰浜村	1		2			10								個人or広報若者	3	60%	ハ 39	12	24	12	1	1			

五	五	城	目	町	24					12				個人	4	5%	口	12	3	2	2	0
	昭	和	町		10(母子)						9	8		個人	2	10%	口	4	1	2	1	0
	飯	田	川	町	7			2						個人	4	30%	ハ	25	10	15	1	1
	八	郎	湯	町	10(母子)				4					個人+広報	3	不明	ハ	15	2	3	1	1
	井	川	村		9				4					個人+有線放送	4	30%	ハ	10	2	2	1	2
	大	濁	村		2+4(乳幼児)				2					全戸通知or個人	7	40%	ハ	3	1	2	2	1
男	男	鹿	市		81									個人+広報	6	3-5%	口	30	31	7	1	0
鹿	若	美	町		16				6				こよばの教室 幼児園生教育	個人	4~5	30%	ハ	10	3	5	2	2
秋	秋	田	市		26									広報	1(12)	30%	ハ	12	2	12	12	0
	天	王	町		15	29			3					個人or個人+広(3才)	2	30%	口	10	4	6	5	2
田	河	辺	町		8	6			3	6	8+12(妊婦相談)			個人	2~3	13%	ハ	30	7	7	2	4
矢	雄	和	村		8	6			3	1	1	4	赤ちゃん コンテスト3	個人	2	10%	口	18日	3	5	12	1
島	矢	島	町		3				3					個人	4		口				0	0
	由	利	村		18(幼児もあわせて)					4	4	2	育児教室 心身障害相談1	個人or広報	6~7	30%	口	36	10	30	10	3
	鳥	海	村		6				3		3(午前母親学級)			個人	2	50%	口	6	3	4	5	1
本	本	庄	市		11	73			7	8				広報	3	50%	ハ	2	2	2	8	5
	仁	賀	保	町	4				4	3	3			個人+広報	2	30%	口	31	20	2	1	
	金	浦	町		2	11			1	1	2		幼児教室講習1	個人+週報	2	20%	口	25	15	1	1	0
	象	潟	町		8	16			2	2				個人or広報	4	25%	口	15	6	4	4	2
	岩	城	町		7				2	2	5	7	5才児	個人	4	30%	口	11	5	6	1	5
庄	西	目	村		9				2		7+5(相談)			個人+広報	12	30%	口		1	1	2	2
	東	由	利	村	1				2		2+1(相談)			個人+部落回覧	2	0	口	19	6	5	2	2
	大	内	村						3	3				個人	1	50%	口	3	0	3	0	3
	大	曲	市		6				7					広報	1	30%	口	36	1	4	4	0
	神	岡	町		13(産後1)				2	8			幼児学級1	個人	5	20%	口	22	2	5	10	2
	西	仙	北	町	2				2+1(異常者)	8	2			個人or個人+広	2	80%	口	10	3	11	7	2
大	六	郷	町		4				1	1	11(相談)			個人+広報	2	46%	口	9	4	6	6	1

協和町							4																													
南外村	2						1								12(相談)										2	50%	□	19	0	14	3	1	0	○		
仙北村	10						2							1	11											3	40%	□	10	3	10	0	2	4	○	
太田町	2			7(幼健4)			2							1	1	8(相談)	婦人学級 1									1~2	30%	□	14	2	14	14	2	4	○	
千畑村	4					5	2																			1	50%	□	10	40	66	2	5			
仙南村	4						1																			1	30%	ハ	8	8	8	1	4	○		
角館町	5						4				8						赤ちゃん表彰1									1	20%	イ	10	7	5	5	2	1		
中仙町	4					7	1				6				3	6(学級)										1	95%	ハ	5	1	5	5	2	5	○	
田沢湖町	6			1		実施	3										育児教室 5									4	30%	□	10	0	10	10	3	2	○	
西木村	7						3								3											3	20%	□	20	8	15	7	1	1	○	
横手市	8						8							4												1	80%	□	18	0	9	9	3	1	○	
雄物川町	8	12					3				2				12											6	27-38%	□	0	0	0	0	2	10	○	
十文字町	5						4				2				12											1	50%	□	10	10	0	0	4	0	○	
平鹿町	36						3		3	3					12	20+12 (毎週教室とかがて)										14	50%	□	11	3			2	3	○	
増田町							1				2																80%	ハ						0	4	
大森町							1				2				12													50%	ハ	2				2	1	○
山内村	23						1				1				12												12	80%	□	10		5	2		○	
大雄村	8						1				2				4												10	80%	□	10	2	10	10	2	0	○
湯沢市	16						9				2																1	30%	イ	18				7	9	○
稻川町	8						4				4				1												1	50%	□	40	10	5	5	2	4	○
雄勝町	24						4				2				12													10%	□	25	2	2	2	2	4	(4)0
羽後町	13						7				2				11	3											2	80%	□	60	3	20	20	4	0	
皆瀬村	6						1				2				11												6	30%	ハ					0	2	○
東成瀬村	7						1				5				8												10	30%	□					0	3	○

斜線は記入なし

46年度より2